

用瀬地域振興会議

用瀬地域振興会議の議事概要と会議資料を掲載しています。

[令和6年度](#)

[令和5年度](#)

[令和4年度](#)

[令和3年度](#)

[令和2年度](#)

[令和元年度\(平成31年度\)](#)

[平成 30 年度](#)

[平成 29 年度](#)

[平成 28 年度](#)

[平成 27 年度](#)

令和6年度

	開催日	議事概要	会議資料
第6回			
第5回			
第4回			
第3回 (第9回南ブロック合同会議)	R06.08.08 (佐治)		
第2回	R06.06.27	議事概要	レジュメ 資料 1 資料 2 資料 3
第1回	R06.05.10	議事概要	レジュメ 資料 1 資料 2 資料 3

令和5年度

	開催日	議事概要	会議資料
第7回	R06.02.20	議事概要	レジュメ 資料1 資料2
第6回	R05.11.30	議事概要	レジュメ 資料1
第5回	R05.10.31	視察研修概要	—
第3回	R05.07.25	議事概要	レジュメ 別紙資料
第2回	R05.05.24	議事概要	レジュメ 資料1 資料2
第1回	R05.04.26	議事概要	レジュメ 資料1 資料2 資料3

令和4年度

	開催日	議事概要	会議資料
第5回	R05.02.09	議事概要	会議資料
第4回 (第8回南ブロック合同会議)	R04.11.29 (用瀬)	議事概要	会議資料

	開催日	議事概要	会議資料
第3回	R04.10.13	議事概要	会議資料
第2回	R04.05.27	議事概要	会議資料
第1回	R04.04.26	議事概要	会議資料

令和3年度

	開催日	議事概要	会議資料
第4回	R03.11.25	議事概要	会議資料
第3回 (第7回南ブロック合同会議)	R03.10.21 (河原)	議事概要	会議資料
第2回	R03.05.18	議事概要	会議資料
第1回	R03.04.21	議事概要	会議資料

令和2年度

	開催日	議事概要	会議資料
第6回	R03.02.22	議事概要	会議資料
第5回	R03.01.19	議事概要	会議資料
第4回	R02.11.24	議事概要	会議資料
第3回 (第6回南ブロック合同会議)	R02.10.26 (佐治)	議事概要	会議資料

	開催日	議事概要	会議資料
第2回	R02.07.28	議事概要	会議資料
第1回	R02.05.28	議事概要	会議資料

令和元年度(平成 31 年度)

	開催日	議事概要	会議資料
第8回	R02.02.26	議事概要	会議資料
第7回	R02.01.27	議事概要	会議資料
第6回	R01.11.27	議事概要	会議資料
第5回	R01.10.11	視察研修概要	研修資料
第4回 (第5回南ブロック合同会議)	R01.08.20 (用瀬)	議事概要	会議資料
第3回	R01.07.26	議事概要	会議資料
第2回	R01.05.13	議事概要	会議資料
第1回	H31.04.23	議事概要	会議資料

平成 30 年度

	開催日	議事概要	会議資料
第8回	H31.02.22	議事概要	会議資料

	開催日	議事概要	会議資料
第7回	H31.01.22	議事概要	会議資料
第5回	H30.10.24	議事概要	会議資料
第4回 (第4回南ブロック合同会議)	H30.08.22 (河原)	議事概要	会議資料
第3回	H30.07.27	議事概要	会議資料
第2回	H30.05.25	議事概要	会議資料
第1回	H30.04.25	議事概要	会議資料

平成 29 年度

	開催日	議事概要	会議資料
第8回	H30.02.22	議事概要	会議資料
第7回	H30.01.22	議事概要	会議資料
第6回	H29.11.27	議事概要	会議資料
第5回	H29.10.25	議事概要	会議資料
第4回	H29.08.23	議事概要	会議資料
第3回南ブロック合同会議	H29.08.23 (佐治)	議事概要	会議資料
第3回	H29.07.25	議事概要	会議資料

	開催日	議事概要	会議資料
第2回	H29.05.25	議事概要	会議資料
第1回	H29.04.17	議事概要	会議資料

平成 28 年度

	開催日	議事概要	会議資料・備考
第8回	H29.02.22	議事概要	会議資料
第7回	H29.01.20	議事概要	会議資料
第6回	H28.11.17	議事概要	会議資料
第5回	H28.10.26	視察研修概要	会議資料
第4回	H28.08.30	議事概要	会議資料
第3回	H28.07.20	議事概要	会議資料
第2回南ブロック合同会議	H28.07.20 (用瀬)	議事概要	会議資料
第2回	H28.05.26	議事概要	会議資料
第1回	H28.04.26	議事概要	会議資料

平成 27 年度

	開催日	議事概要	会議資料
第8回	H28.02.15	議事概要	会議資料
第7回	H28.01.21	議事概要	会議資料
第6回	H27.11.24	議事概要	会議資料
第5回	H27.10.14	議事概要	会議資料
第4回 (第1回南ブロック合同会議)	H27.08.18 (河原)	議事概要	会議資料
第3回	H27.07.13	議事概要	会議資料
第2回	H27.05.13	議事概要	会議資料
第1回	H27.04.24	議事概要	会議資料

資料1

地域振興会議
第6回南ブロック合同会議

「新たな地域運営組織と その取り組みについて」

令和2年10月26日(月) 佐治町小さな拠点事業推進委員会
(特定非営利活動法人さじ未来)

会長(理事長) 小谷 繁喜

1

佐治地区の状況

(1)人口(令和2年8月31日現在)

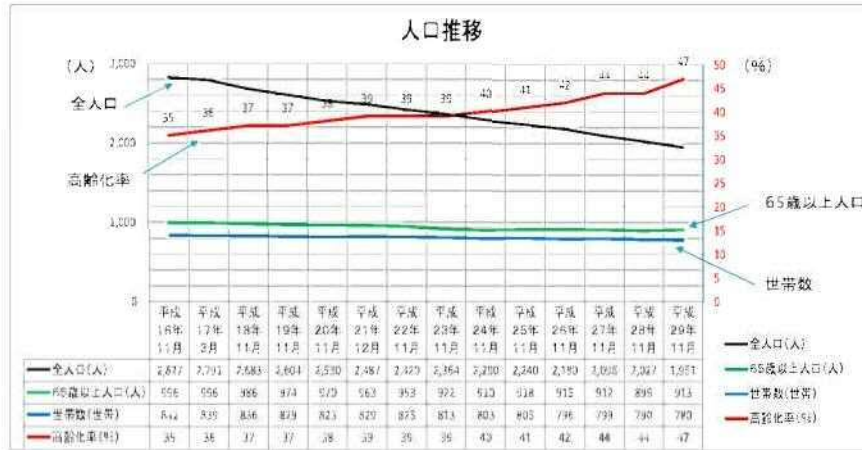
- ▶ 人口 1,773人(男832人、女941人)
- ▶ 高齢化率 **50.6%**
- ▶ 世帯・集落数 758世帯・27集落

※**合併新市域の中で突出して、人口減少と少子高齢化が進行している地域**



2

佐治地区の状況



合併後13年間での人口推移

15歳以上住民アンケート結果

現在生活するうえで困ること、不安なことは



15歳以上住民アンケート結果

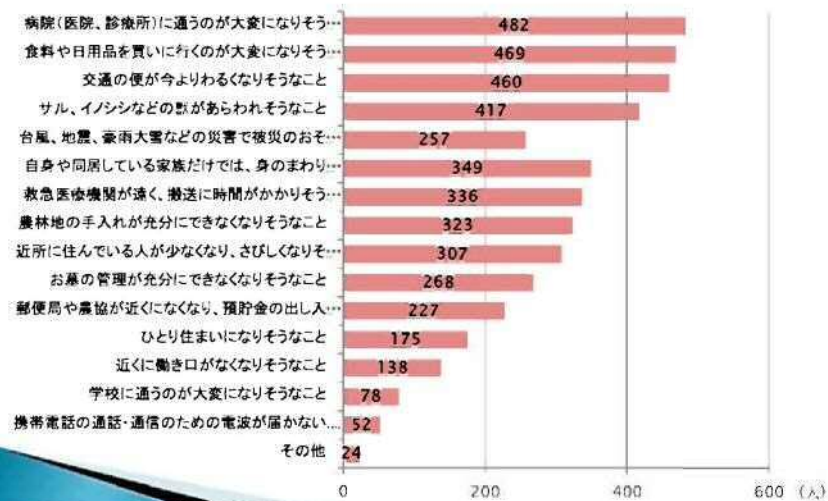
日常生活が不自由になったとき必要なサービスは



5

15歳以上住民アンケート結果

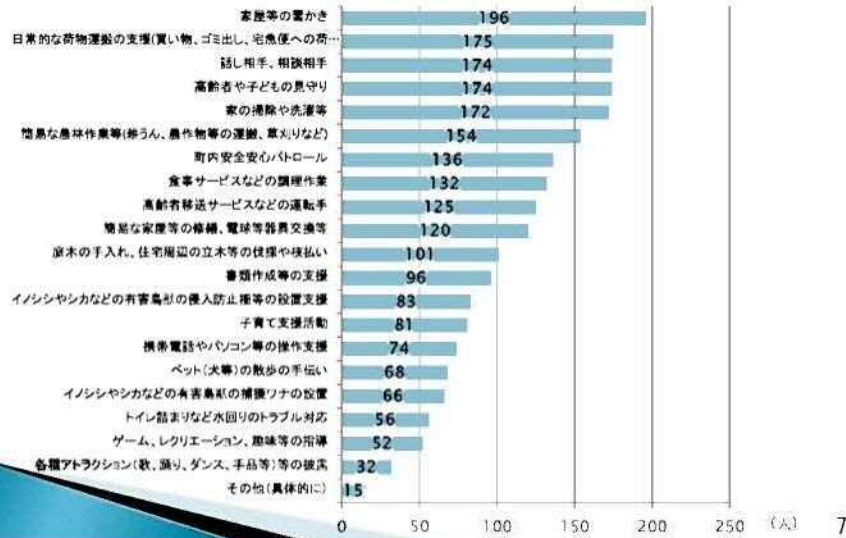
10年後の生活を考えると不安なことは



6

15歳以上住民アンケート結果

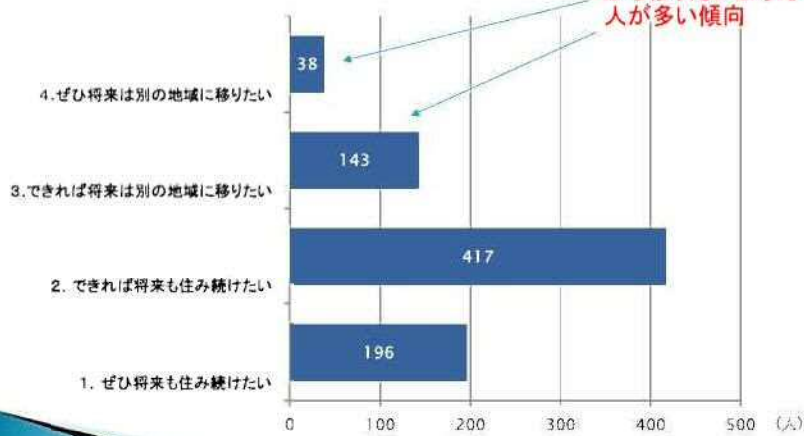
安心して暮らすために協力して出来そうな活動等は



15歳以上住民アンケート結果

将来も住み続けたいですか

※生活の利便性の悪さから、山王地域の方が佐治町から移りたいと考えている人が多い傾向



佐治町小さな拠点事業計画

- これまでの、どちらかと言うと「行政まかせ」や「行政頼り」から、**できることは可能な限り住民主体で取り組むことへの転換。** ※H30年4月より計画を逐次実行中



9

佐治町小さな拠点事業推進委員会

- 小さな拠点事業を推進するため、県・市の小さな拠点事業担い手育成支援事業を活用して担い手(事務局員)を雇用し、佐治町内外イベント参加・県外視察等を通して、今後佐治町の地域づくりのヒントになる事例を研究したり、集落説明会・シンポジウム等を通して、**町民に対して周知を図るとともに特定非営利活動法人さじ未来の運営支援を行う組織**

※令和2年度末まで設置

・令和元年度実施事業

- ① 担い手育成に係る事業……とっとりふるさと元氣塾(5回)、
県内外視察研修(14回)
- ② 町民への周知に係る事業……佐治町内集落への小さな拠点事業説明会(8回)、
シンポジウム・佐治町まちづくり推進大会の開催
- ③ 視察受け入れ事業……三重県伊賀市議会、
国府町自治会長会



・令和2年度実施事業

- ① 担い手育成に係る事業……とっとりふるさとリーダーアカデミー(2回)
県内外視察研修(1回)

※ただし新型コロナウイルスの影響により、昨年度行った上記①～③の事業は県内感染状況を考慮して実施状態

10

特定非営利活動法人 さじ未来

● 佐治町小さな拠点事業推進委員会で計画した、「地域助け合い事業」「佐治ふれあいサロン事業」など、
事業を実施するための組織

※NPO法人設立: 令和元年8月

・現在までの事業実施状況

① 地域助け合い事業(お助け要員事業)……令和元年10月より事業を開始し、
計36件の依頼受託

② 佐治ふれあいサロン事業……………令和元年12月より事業を開始し、
ふるさと元気堂との共催含め、
計4回のサロン実施

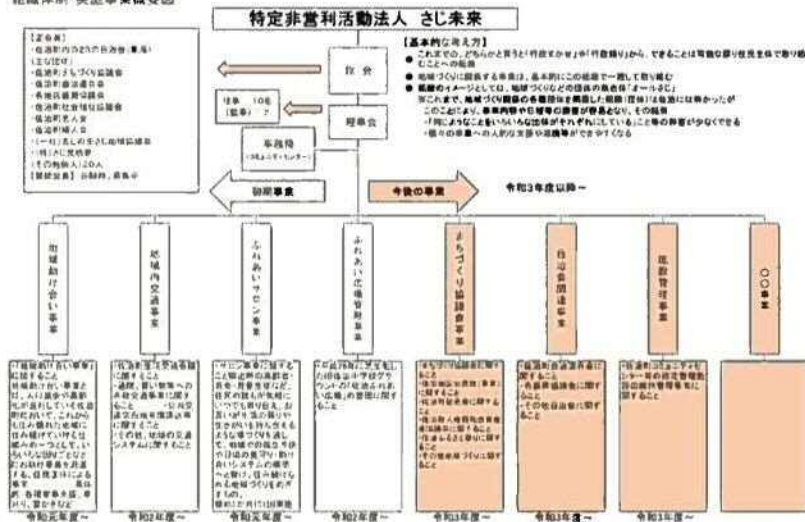


③ 地域交通事業……………○令和2年1月26日に「佐治町小さな拠点事業推進
委員会」との共催で先進地講師を招きシンポジウム
を開催することで、事業検討へのスタートアップとした。
○令和2年6月佐治町住民に対するアンケートを実施
○9月第1回佐治町生活交通会議を実施
○11月以降アンケート結果等を踏まえ、通院や買い物
などの共助交通の試験運行実施予定

④ 情報収集・情報発信事業……………小さな拠点事業推進委員会との共催で、
毎月広報誌発行、ホームページによる情報提供
※別添資料参考(小さな拠点通信チラシ)

目指す組織と事業のリスト

組織体制・実施事業概要



実施中の各種事業

地域助け合い事業



- 事業概要

特定非営利活動法人さじ未来が、いろいろな困りごとなどにお助け要員を派遣する、**住民主体による事業**

例えるなら、**佐治町住民同士の人材派遣**のような事業

- 登録要員42名(男性:33名、女性9名)

内訳・・・口佐治:5名、中佐治:23名、第3区:9名、山王:5名

※令和2年9月30日現在

- 事業メニュー等

※別添資料参考(助け合い事業チラシ)

- 要員の保険について

怪我・物損事故に備えて、
「あいおいニッセイ」のNPO向け
総合保険に加入済み



13

実施中の各種事業

佐治ふれあいサロン事業

- 事業概要

特定非営利活動法人さじ未来が、地域での孤立予防や日頃の見守り・助け合いシステムの構築へとつなげ、**住み続けられる地域づくりを目指す事業**

例えるなら、**人が集まれるカフェのような場所を提供する事業**

- サロン運営委員会

構成員・・・佐治町に係る各種団体役員など(役職は会長1名、副会長1名)

※令和2年9月30日現在

- 開催場所

佐治町コミュニティセンター、
佐治地区保健センター料理実習室
など佐治町内各施設

- 開催時期

概ね2カ月に1回程度の開催予定



14

実施中の各種事業

佐治ふれあい広場管理事業

- 事業概要

特定非営利活動法人さじ未来が、佐治ふれあい広場(旧佐治中学校)等の維持管理を管理委員会から受託して行う事業

- ふれあい広場管理委員会

構成員・・・佐治町に係る団体各種団体役員など
(役職は会長1名、副会長1名、理事3名、監事2名)
※令和2年9月30日現在

- 対象場所

佐治ふれあい広場、
高山多目的広場

- 受託内容

事務一式、
施設内の芝刈り・草刈り等実施



15

実施予定の事業

地域内交通事業

- 事業概要

佐治町を運行している路線バス、鳥取市有償バスの維持が難しくなっている昨今の状況を踏まえ、本年6月に実施した住民の皆さんの普段の移動実態や共助交通などに対するご意見などを把握するアンケート調査結果を基に、試験的に通院や買い物などへの共助交通事業に取り組み、更には利用者の意見や要望等を踏まえて本格運行に向けての参考にするもの。

※ただしR2年度は2回試験運行を行うのみで、本格運行はR3年度予定

- 佐治町生活交通会議

構成員・・・佐治町に係る団体各種団体役員など
(役職は会長1名、副会長1名)
※令和2年9月30日現在

- 対象地域

佐治町一円

- 試験運行の方法

路線を定めない予約型運行
※別添資料参考(試験運行チラシ)



16

佐治町小さな拠点事業の将来への展望

現状

「自分には関係ない他人事だ・誰かがしてくれる」



住民一人一人の意識改革

考え方の変化

「自分にも何かできる事がないか」という、思いや意欲の醸成



地域助け合い事業等の各種事業に参加

理想のすがた

- ▶ 高齢者世代には、住み慣れた地域にこれからも住み続けていけることの安心を高め
- ▶ 現役世代には、地域と関わり感謝され頼りにされることで「生きがい」や「糧」(希望)につなげ
- ▶ 子供世代には、このような地域の仕組みや姿を通して佐治に未来(夢)を見だし、佐治で暮らしていこうという思いを育む

17



ご清聴ありがとうございました。

18



特定非営利活動法人さじ未来

地域助け合い事業

申込
受付中!

地域助け合い事業とは



人口減少や高齢化が進行している佐治町において、これからも住み慣れた地域に住み続けていける仕組みの一つとして、いろいろな困りごとなどにお助け要員を派遣する、住民主体による事業の事です。

事業メニュー ...草刈り・家事支援等の9事業+その他事業です。(※詳細は裏面参照)

利用料金など

軽作業

1,100円/1時間当り

内容...要員が用具等を持っていく必要がない事業など

普通作業

1,300円/1時間当り

内容...要員が草刈り機等の用具を持っていく必要がある事業など

※普通作業とは肉体労働的な作業の事で、草刈り等機械の燃料料金は作業料金に加えて別途負担となります。(200円/1時間当たり)

その他特殊作業

要相談

内容...家屋の取り壊しなど、特殊な資格・機械が必要な作業

留意事項

- ★ お助け要員が複数人必要な作業の場合、上記料金は、1人1時間当たりの料金とさせていただきます。
- ★ 上記料金はNPO会員加入済み「個人・団体・各自治会」での料金です。ご依頼者が会員外の場合の利用料金は、上記料金の5割増しとさせていただきます。
- ★ 利用申し込みが重複した際は、会員を優先させていただきます。
- ★ 作業日・時間は原則、平日8:30~17:00で依頼者と相談して決定します。ただし、要望により休日実施も可



さじ未来への作業申込の流れなど

手順 1

裏面の「地域助け合い事業メニューリスト」から依頼したい事業内容を選んで、事務局に電話または裏面の申込用紙でお申し込みください

手順 2

必要に応じて作業現場等の確認を行いお見積り金額をお知らせします
その後事務局がお助け要員を選任し、現地に派遣して作業実施します

手順 3

作業終了後、事務局が利用料金をご請求しますので、指定の金融機関へお支払いください(現金支払いも可)

作業申込みからの流れ



~裏面に続く~

助け合い事業メニューリスト ※お助け要員登録者数39名（令和2年5月1日時点）

支援事業	事業内容
1: 雪かき(普通作業) 	家周辺の雪かき（雪下ろしを除く）、歩行式除雪機を使った里道の雪かき等
2: 荷物運搬(普通作業) 	ごみステーションへのごみ出し、家庭用大型ごみを処理施設に運搬等
3: 墓地管理(普通作業) 	墓掃除、花立等、墓参り代行
4: 相談(軽作業) 	高齢者の話し相手、悩み相談等
5: 家事(普通作業) 	洗濯、家庭内外の掃除、簡易な大工仕事、簡易な備品交換作業、庭の手入れ、トイレのつまり解消、食事準備等
6: 簡易な農林作業(普通作業) 	耕運機等での畑の耕運、苗ものへの水やり、家周り・畑の草刈り等 ※草刈りについては各自がカマ・草刈り機を持参してもらいます
7: 鳥獣対策(普通作業) 	イノシシやシカなど有害鳥獣の侵入防止柵設置・捕獲罠の設置等 ※捕獲罠の設置は猟友会の方など有資格者のみ設置可能
8: 子育て・介護(普通作業) 	産後の身の回り手伝い、子守り、子どもの遊び相手、子どもへの弁当の配達、絵本の読み聞かせ、介護支援（買い物などに出ている間だけの短時間の世話）等
9: 電子機器操作(軽作業) 	パソコン・スマートフォン・タブレットの操作指導、インターネットでの買い物代行、申請書類提出時のパソコン・ワープロの入力代行等
10: その他事業 	各種書類等の作成事務（手書き）、家庭教師（学習指導）、大掃除等 ※このメニューに関しては、登録者からの回答などを元に今後も追加していく予定です

※当面の助け合い事業内容は、設備や施設等が足りないもので、出来るものから取り組むものです。今後、県・市の補助金制度の活用などの準備を進め逐次、事業内容の追加に取り組んでいく予定です。



ある事業では助けられた例が、別の事業では助ける側になり得るのがこの「地域助け合い事業」の特徴です。このように地域の皆さんの人的なつながりやネットワークを広げていき、近い将来に、この地域助け合い事業を佐治町に欠かすことのできない仕組みとして確立していけるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、どんどん遠慮なくまずはご相談ください！！

申込・お問合せ

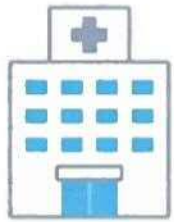
特定非営利活動法人さじ未来
（小さな拠点事業推進委員会）
事務局（担当：青柳）
鳥取市佐治町加瀬木2542-1
（佐治町コミュニティセンター内）
電話：0858-88-0218 FAX：0858-88-0219
（教育委員会分室と共用）
Eメール：smallbase2018@gmail.com



さじ未来HP

地域助け合い事業申込書 ※電話での申し込みも可能です

氏名	住所	連絡先
申込内容		
作業所在地など	数量・面積など	希望日時or



共助交通事業



(通院・買い物など) **予約受付中**



第1回試験運行実施!

期日 11月16日(月)～11月22日

**運行
時間**

期間中毎日「午前8時～午後5時まで」

料金

無料

(ただし令和3年度予定の本格
運行時からは、有料となる予定です)

**利用
対象**

佐治町在住者

※佐治町の方ならどなたでもお申込みできます

※ 新型コロナウイルス感染症対策として、乗車時はマスクの着用をお願いします。

試験運行の方法など

路線を定めない予約型運行です。

事前に電話で予約を取りまとめ、運行日程・時間・経路・目的地などを計画します。

※ なお次回第2回目の試験運行は、令和3年1月に実施予定です

※ すべての要望(申込み)に対応できない場合がありますので、ご了承ください

申込み

利用したい日の
前日午後5時まで

電話で佐治町コミュニティセンター内さじ未来事務局まで申し込んでください!!

※当日申込みは利用したい時間の1時間前までなら受付ますが、要望どおりに運行できない場合があります

申込事項

お名前・住所・電話番号
利用希望日時・行先・人数

問合せ



特定非営利活動法人さじ未来

鳥取市佐治町加瀬木2542-1
(佐治町コミュニティセンター内)
☎858-88-0218 (担当：青柳)

～事業の概要などは裏面です～

Q：共助交通（公共交通空白地有償運送）とは？



A:住民に対する移動手段（バスやタクシーなど）が確保できない場合において、NPO法人や地域組織などの団体（地域の方）が自家用車を使用し、有償で運送する運行形態です。行政、交通事業者、住民代表などで構成される鳥取市生活交通会議において認められ、運輸局の許可を得ると実施できるものです。（現在、市内では末恒地域や大和地域で導入されています）

試験運行実施の目的

・佐治町を運行している路線バス、鳥取市有償バスの維持が難しくなっている昨今の状況を踏まえ、本年6月に住民の皆さんの普段の移動実態や、共助交通に対するご意見を把握するアンケート調査を実施し、その結果等を基に、試験的に通院や買い物などへの共助交通事業に取り組み、更には利用者の意見や要望等を踏まえて本格運行に向けての参考とするものです。

※この試験運行は鳥取市の支援を受けて行います。

試験運行での行き先例

佐治町内及び用瀬（駅）周辺までの間の運行を予定しています

通院：佐治町内診療所（医科・歯科など）、用瀬町内医院など

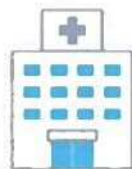
買い物：トスク佐治店・用瀬店、ゴダイ用瀬店など

金融など：JA鳥取いなば佐治店、佐治郵便局、鳥取信用金庫用瀬店、

山陰合同銀行用瀬ATMなど

官公庁：佐治町総合支所など

※運行は原則、申込者を自宅から乗せて目的地まで行き、帰りも自宅まで送るような往復運行です。



本格運行の開始時期など

開始時期（見込み）：令和3年10月頃～

運行方法等：試験運行の状況や住民の皆さんの意見や要望等を踏まえ、今後、

「佐治町生活交通会議」で運行方法・経路・料金などを検討していきます。

す。



「佐治町生活交通会議」実施！！

人口減少や高齢化が進行している佐治町にあって、これからも安心して住み続けていけるために必要なバス等の旅客輸送の検討と確保を通じ、住民福祉の向上と交通空白地域の解消その他旅客の利便の増進を図ることを目的として「佐治町生活交通会議」が9月17日(木)佐治町コミュニティセンターにおいて開催されました。NPO法人さじ未来も委員として参画されており、今年度は住民アンケート調査結果等を踏まえ、11月と1月の2回、通院や買い物などへの共助交通試験運行事業を行ない、共助交通の本格運行に向けて取り組みを進めます。

会議の様子



佐治町 小さな拠点通信

任意団体
佐治町
小さな拠点事業
推進委員会事務局

2020年10月
第15号

地域助け合い事業の活動状況です！！

●地域助け合い事業●

昨年の10月1日より、NPO法人さじ未来の事業として開始された「地域助け合い事業」について報告します。

この事業は住民主体で、いろいろな困りごとを支援するための事業です。

困りごとなどのご要望がありましたら、まずは事務局までご相談ください！！

田んぼ周りの草刈り



大型ごみの運搬



●最近の地域助け合い事業実施状況●

<令和2年度>

- 9月・・・田んぼ周りの草刈り 1件
- 大型ごみの運搬 1件
- 計2件



※ 写真は実施順に左上から時計回り

？ NPO法人(さじ未来)のことがよく分からない？(問答集Q&A) ？

9月号に引き続き、住民のみなさんがNPO法人さじ未来について、疑問に思われていることや、よく分からないと感じておられることなどについて、いくつかの問答を作成してみましたので参考にしてください。



Q10：NPO法人さじ未来への加入、未加入の違いはどんなことがありますか？

A10：

加入した場合



- ・会員は、定められた会費を納めていただくことになります。個人会員 1口500円/年 団体会員 1口2,000円/年
- ・正会員さんは、総会に出席して集落の要望や意見を発言していただくとともに、提案される事業計画案や予算案等に対して議決権を行使できます。(会費の額によって権限に差はありません)
- ・NPO法人さじ未来の基礎的な会員は、佐治町内の各集落です。これは、基本的に住民のみなさんが直接、間接は別としてNPO法人の運営に参画できるようにするためです。
- ・助け合い事業が会員料金で利用できます。

未加入の場合

- ・NPO法人の事業計画案や予算案等に対して正式に意見や要望を出したりする権限がありません。つまり、会員でない集落の住民のみなさんが直接、間接は別としてNPO法人の運営に参画できないということです。
- ・助け合い事業の利用はできますが、料金が割増し(5割)となります。また、申し込みが重複した場合などは会員優先となります。

※この問答集は、今後、定期的に掲載していく予定です。

事務局よりお願い



さじ未来のホームページの管理(コンテンツ作成・更新など)に関わっていただける方を募集しています。

使用HPソフトはクラウド型HP作成サービス「Jimdoクリエイター」ですので、ネットに繋がっているPCやスマホをお持ちの方なら、どこにいてもHPの更新作業ができます。協力していただいた方には、ささやかながらお礼をさせていただきます。

※なおhtmlタグ、CSS(スタイルシート)を使えばより細かいページレイアウト設定が出来ますので、特にこのような知識をお持ちの方は歓迎します。

運営組織(NPO)への加入状況など

現在のNPO参加自治会数：23集落

皆さまのご協力により、現在8割弱の集落に加入していただいております。未加入集落については、今後も粘り強く事業の趣旨等を説明し、理解していただけるよう取り組みます。

会員・寄付金募集の



おしらせ

NPO法人の正会員・賛助会員及び寄付金を随時募集しています！！



正会員・賛助会員とも、年会費は

団体一〇2,000円、
個人一〇500円で、
寄付金は個人一〇500円からです。

事業の趣旨にご理解ご賛同いただき、多くの皆様のご入会ご支援をよろしくお願いいたします。

説明や問合せなどは随時受け付けていますので、事務局までご連絡ください。



～今後のスケジュール～

(予定は変更になる場合があります)



- 10月7日(水) ・第1回南部地域ゼミ
× 佐治・用瀬・河原各種
団体合同の活動報告会
- 10月31日(土) ・佐治ふれあいサロン
～折り紙サロン～
- 11月16日(月)～22日(日)
・共助交通試験運行(予定)

お問い合わせ先

佐治町小さな拠点事業推進委員会
事務局 担当：青柳

住所：佐治町加瀬木2542-1

(佐治町コミュニティセンター内)

電話：0858-88-0218

(教育委員会分室と共用)

HPアドレス：<https://sajimirai.jimdofree.com/>

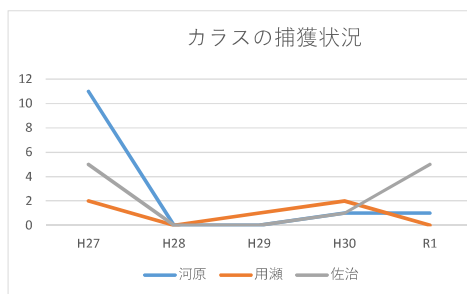
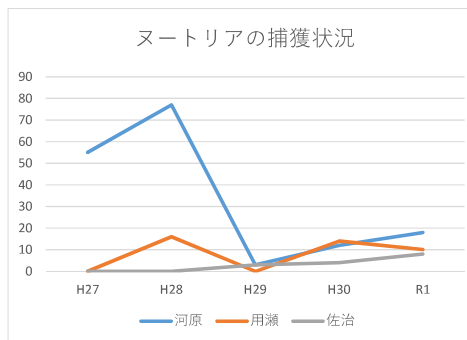
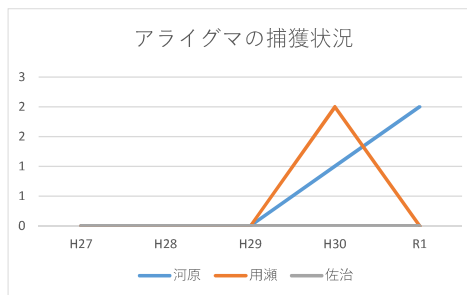
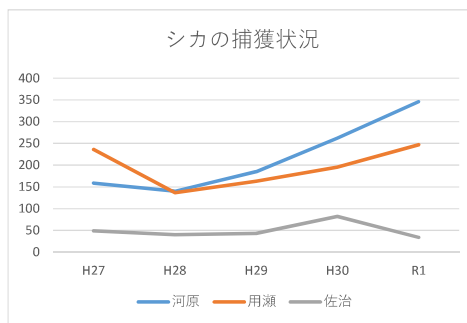
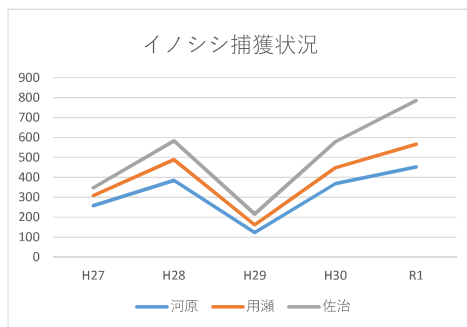
E-メール：smallbase2018@gmail.com

受付時間：平日9：00～16：00



ここ5年間の有害鳥獣捕獲状況

	地域別	H27	H28	H29	H30	R1	平均
イノシシ	旧市	1,148	1,299	514	1,033	1,237	1,046
	国府	147	300	96	275	361	236
	福部	259	286	93	262	458	272
	河原	258	385	123	369	452	317
	用瀬	50	104	39	79	114	77
	佐治	40	94	54	131	219	108
	気高	97	140	48	75	78	88
	鹿野	190	247	121	233	336	225
	青谷	345	414	134	351	390	327
	計	2,534	3,269	1,222	2,808	3,645	2,696
シカ	旧市	40	26	65	144	234	102
	国府	237	147	107	258	567	263
	福部	20	33	44	85	161	69
	河原	159	140	185	262	346	218
	用瀬	236	137	163	196	247	196
	佐治	49	40	43	82	34	50
	気高	8	10	3	6	119	29
	鹿野	16	14	36	46	56	34
	青谷	1	8	6	5	9	6
	計	766	555	652	1,084	1,773	966
アライグマ	旧市	6	3	6	8	8	6
	国府	2	0	0	1	1	1
	福部	0	1	1	1	0	1
	河原	0	0	0	1	2	1
	用瀬	0	0	0	2	0	0
	佐治	0	0	0	0	0	0
	気高	0	0	1	0	1	0
	鹿野	0	0	0	0	0	0
	青谷	0	0	0	0	0	0
	計	8	4	8	13	12	9
ヌートリア	旧市	206	224	129	145	276	196
	国府	13	28	16	46	14	23
	福部	54	66	42	2	11	35
	河原	55	77	3	12	18	33
	用瀬	0	16	0	14	10	8
	佐治	0	0	3	4	8	3
	気高	0	1	91	104	123	64
	鹿野	0	0	23	10	22	11
	青谷	2	22	41	16	88	34
	計	380	434	348	353	570	417
カラス	旧市	395	248	224	143	187	239
	国府	1	0	0	0	4	1
	福部	229	145	158	248	263	209
	河原	11	0	0	1	1	3
	用瀬	2	0	1	2	0	1
	佐治	5	0	0	1	5	2
	気高	0	0	0	0	0	0
	鹿野	0	0	1	0	0	0
	青谷	5	0	0	0	0	1
	計	648	393	384	395	460	456



ニホンザルの被害防止

地域で防ごうサル被害

ニホンザル（以下サルとする）は学習能力が極めて高い動物です。どんなときに何をすれば農作物を守れるのかを知るためには、まず知恵比べの相手であるサルのことを知っておくこと。“捕獲ありき”では被害軽減効果はあまり期待できません。

1. 何が好物？

さるは、雑食性で、植物性のものを中心に食べます。果実や虫も好んで食べますが、肉や魚は食べません。トウガラシ、コンニャク、シソ、ゴボウ、ショウガ、ワラビなど辛味や香り、アクの強い植物を避ける傾向が見られます。



2. 人より能力は優れるの？

視覚、聴覚、嗅覚、触覚、味覚は人間とほぼ同じです。情報は、もっぱら目で見て集めています。なので、日の出から日没までの明るい時間だけ行動し、夜間は活動しません。

また、高い学習能力を持ち、集落内の食べられるものを少しずつ覚えていきます。記憶力は抜群で、一度味わった恐怖体験は忘れません。場所や状況も覚えています。

3. 強いオス猿（ボス猿）が群れを率いている？

サルの群れは、メスと子どもを中心に構成され、十数頭から百頭を超えることもあります。野生のサルは、メス中心の母系社会で、オスは群れにあわせて動きます。しかし、5～8歳になると群れを離れて単独（ハナレザル）で行動したり、他の群れに移ったりします。

4. 繁殖力は高いの？

最初のお産は、生後6～7歳で、2～3年くらいに1頭のペースで出産します。爆発的に個体数が増える動物ではありません。ただし、エサが豊富にあり、栄養状態が良ければ、年1頭ずつ産む場合があります。寿命は20歳前後です。

5. 人なれするの？

新しいものや状況、場所を警戒しますが、学習力が高いので、“怖くない”、“危害を加えない”、“楽に美味しいものが食べられる”と分かれば、徐々に大胆な行動にエスカレートします。こういった“人慣れ”が進むと追い払うのは難しくなります。

6. 捕獲すれば被害は減るの？

サルの生態や群れの特性を把握しないままの闇雲に捕獲すると、群れの社会性をかく乱して群れを分裂させ、被害問題の広域化や煩雑化を招く場合があります。

まずは、餌となるような生ごみや取り残しの果実をなくすること、追い払いや防護柵など、サルにとって居心地の悪い地域にすることが大切です。

ニホンザルを見かけたら

お願い①

ニホンザルの生息状況や行動形態などを把握するため、ニホンザルを目撃したら、目撃した場所・頭数、被害状況などを鳥取市農政企画課鳥獣対策係又は各総合支所産業建設課へ報告してください。

鳥取市農政企画課鳥獣対策係	0857-30-8303
国府町総合支所産業建設課	0857-39-0560
福部町総合支所産業建設課	0857-75-2814
河原町総合支所産業建設課	0858-76-3115
用瀬町総合支所産業建設課	0858-87-3786
佐治町総合支所産業建設課	0858-88-0215
気高町総合支所産業建設課	0857-82-3154
鹿野町総合支所産業建設課	0857-84-2012
青谷町総合支所産業建設課	0857-85-0015



お願い②

目撃したニホンザルが近づくと逃げる場合は、棒などを持って威嚇し、その場から積極的に追払ってください。出来る限り多くの人數で、しつこく行くと効果が高くなります。

なお、ご高齢の方など体力に自信のない方はその場から避難しましょう。

また、追い払ってもなかなか逃げず、逆に威嚇してくる場合は、人慣れした危険なザルの可能性がありますので、興奮させないように速やかにその場から離れましょう。

被害防止対策

獣害の発生する場所＝加害獣に好まれる場所

それは

- 1 採食可能な場所
- 2 安全な場所



双方の条件を満たすと獣害は発生する。

被害の防止には

この2つの条件を満たさない場所にしていくこと、それと同時に、被害を発生させる個体の捕獲（選択捕獲）や、群れの個体数を適切な数に管理する捕獲（管理捕獲）が有効です。

官民のパワーを結集してサル被害に立ち向かおう！

1 追い払い

- 集落に出没したサルは、動物駆逐用煙火・モデルガン・ゴム銃・スリングショットなどを使って、積極的に「追い払い」を行い、できるだけ集落から離れた山へ追い払いましょう。
- 追い払いは単なる脅しと学習されないように、音と痛みをセットにすること。爆音器など音だけの追い払いは、すぐ馴れてしまいます。
- サルを見たらいつでも追い払い、徹底したサルへの嫌がらせにより、集落が危険な場所・居心地悪い場所であることを認識させましょう。できるだけ多くの人で行うと効果的です。
- ハナレザル（※1）は、人慣れした個体でない限り定着することはまれなので、行政と住民が協力し、粘り強く追い払いを継続することが必要です。

※ 1 ハナレザル：群れの中で生まれたオスは、4～5歳で群れを離れ単独生活を送ります。その後、他の群れに合流したり、数頭単位のオスグループを形成したり、そのまま「ハナレザル」として単独生活を送るものもいます。

2 誘引物を除去する〈餌付けになる行為を止める〉

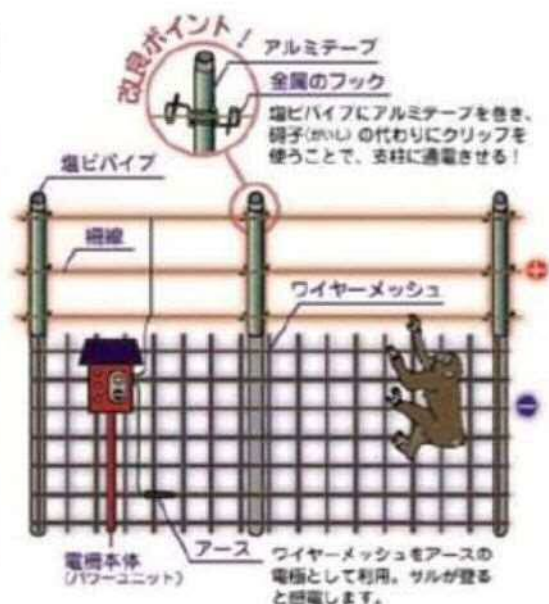
- サルの餌になる物（クズ野菜・クズ果実・生ゴミなど）を農地に放置したり、山などに投棄するのを止め、埋設などより適切に処分しましょう。
- 取り残した野菜や果実は、早期に除去し、放棄された果樹は、伐採するか早期にもぎ採りましょう。
- 軒先や軒下などの野外に農作物を置かないこと。置く場合は、防護網等を設置しましょう。
- 墓などのお供え物は、お参り後に持ちかえりましょう。

3 侵入防止柵を設置

- サル対策のための侵入防止柵は、電気柵（ネット型）有効です。柵設置後の草刈りなどの労力や積雪等を勘案して、下部が金網柵と上部に電気柵を組み合わせた複合柵が特に有効です。
- 柵の高さは2m程度必要で、傾斜地では高くする必要があります。また、地面から足を離して登っても電気ショックを受けるように、電気柵のプラスとマイナスの電線は交互に配線する必要があります。
- 樹木や構築物を伝わった侵入を防ぐため、柵は樹木などから5m以上離したり、柵周辺の樹木を伐採・枝落としも有効です。

香美町(小代区)考案 通電式支柱「おじろ用心棒」

鳥取県開発「シシ追くん」を改良



4 有害鳥獣捕獲

- 捕獲は、群れを分散させ、被害の範囲を拡大させる可能性があることから、群れの行動域を把握しながら慎重に行う必要があります。また、箱わな等による捕獲は、エサでおびき寄せて捕まえるので、餌付けにより農作物の味を覚えさせ、里に引き寄せてしまう可能性があります。
- 集落周辺に長く定着し、被害を発生させる個体、いわゆる人慣れしたハナレザルについては人身被害を発生させる可能性が高いため、積極的に有害鳥獣捕獲（※ 2）により、捕獲を図るものとします。
- また、集落周辺で長期間にわたり群れで行動し、被害を発生させるニホンザルも同様に捕獲するものとします。
- サルが捕獲された時には、捕獲檻の傍に群れが居る時は、捕獲個体の回収を避けます。捕獲処置の作業を群れに観察されると危険性を認知され、捕獲効率が悪くなる可能性があります。また、処置は群れが居なくなった時か追い払った後に行ないましょう。

※ 2 有害鳥獣捕獲：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条に規定される、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的のための捕獲許可。
被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として、防除対策によっても被害が防止できないと認められた場合に、所定の手続きを経て、その捕獲が認められる。
なお、その捕獲許可権限は、知事から市長に移譲されている。

有害捕獲は、駆除数よりも犯人を捕えることが重要



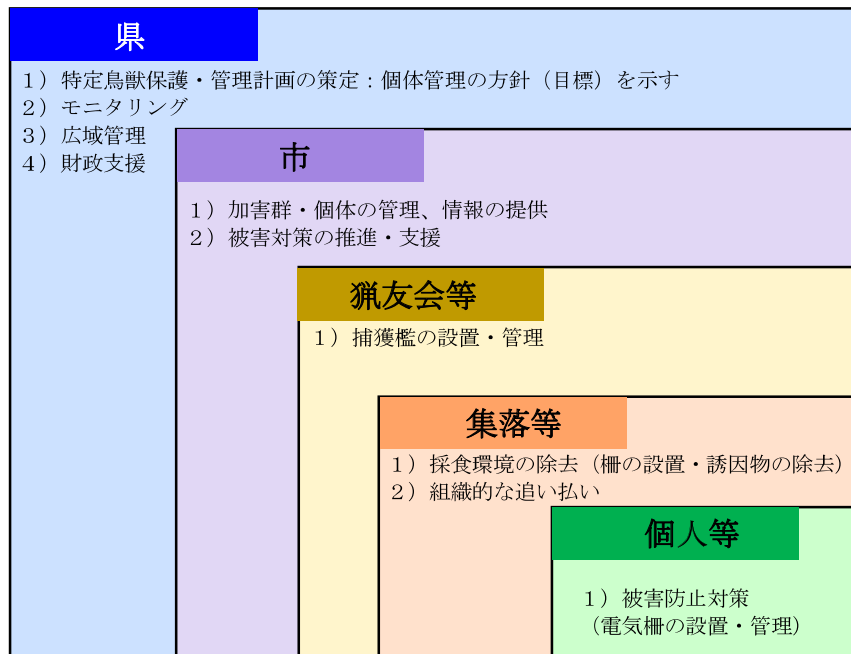
農作物の被害



捕獲用の箱わなの設置

計画的な管理を実行するための各主体の役割

ニホンザルの計画的な管理を行う上では、実行すべき内容（役割）は多岐に渡るため、県、市、猟友会、集落・個人が役割を分担して担う必要があります。



参考

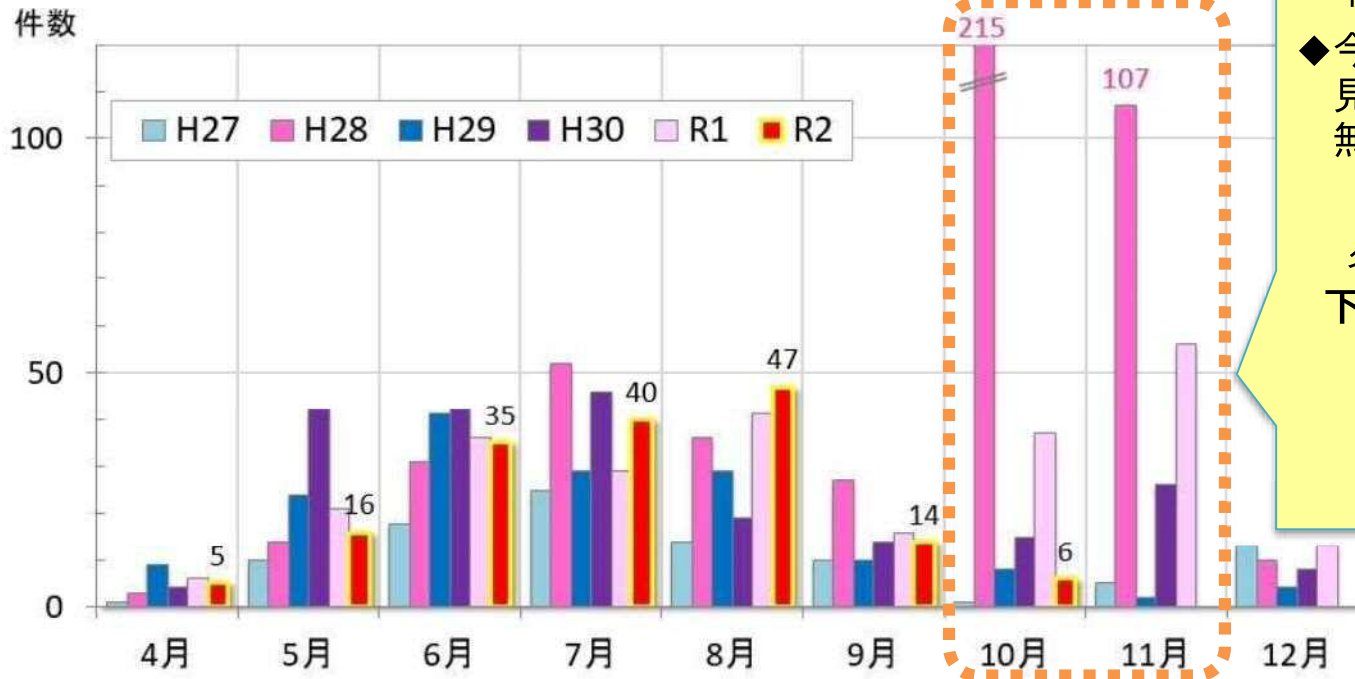
鳥取市の鳥獣被害防止の補助事業

	事業名	対象者	補助率	補助対象経費
地域による追い払い等の支援	有害鳥獣被害対策事業	農業協同組合 農業者で組織した団体 自治会の代表等	1/2	注意喚起の看板製作又は忌避剤購入など
			2/3	追い払い用具の購入（花火、エアガンなど）
	集落づくり推進支援対策事業	農業者で組織した団体 自治会又は集落	10/10 ただし 補助額上限 30万円	地域ぐるみで取り組む 研修会、誘因物の除去、侵入防止柵の点検・修繕などの経費
侵入防止の支援	有害鳥獣侵入防止柵設置事業	農業協同組合 農業者で組織した団体 各地区鳥獣対策協議会 認定農業者 新規認定農業者	2/3 (4/5)	ワイヤーメッシュ柵、電気柵、防鳥網などの資材購入費用 (市の補助基準単価が上限)
捕獲への支援	捕獲檻の貸出事業	農業協同組合 農業者で組織した団体 各地区鳥獣対策協議会	無料	予算の範囲内で購入し、貸出
	捕獲奨励金	有害鳥獣捕獲委託者	定額	イノシシ（猟期0円、猟期外1万円）、シカ（猟期6千円～1万4千円、猟期外1万1千円～1万9千円）、アライグマ（1万円）、ヌートリア（3千円）、カラス（600円）、 ニホンザル（5万円）
	狩猟免許取得事業	新たに狩猟免許を取得する者	10/10	第一種（銃砲）、第2種（網・なわ猟）狩猟免許の取得、更新（2回目まで）にかかる経費など

クマの出没件数（月別）の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	備考	堅果類（ドングリ） 結実状況			
												ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ
H27	1	10	18	25	14	10	1	5	13	100		並作上	並作上	並作上	並作下
H28	3	14	31	52	36	27	215	107	10	495	大量出沒	大凶作	並作下	並作下	並作下
H29	9	24	41	29	29	10	8	2	4	158		並作上	豊作	豊作	並作上
H30	4	42	42	46	19	14	15	26	8	217		大凶作	豊作	並作下	並作上
R1	6	21	36	29	41	16	37	56	13	260		大凶作	並作下	並作上	並作下
R2	5	16	35	40	47	14	6			163	10/15時点	凶作	並作下	凶作	凶作
東部	4	12	24	35	44	10	4			133					
中部	1	2	2	3	2	3	1			14					
西部	0	2	9	2	1	1	1			16					

↑ 結実調査結果（10/14中間報告）



- ◆ 今年の9月末までの出沒件数は平年並。
- ◆ 今秋のドングリ類の実りは少ない見込。(R1も豊作のドングリ類が無く、秋の出沒が多かった。)

冬眠前にエサを求めて人里に下りてくるクマが増えるおそれ。

**秋(10~11月)は
クマ出沒増加に要注意**

1、答申の目的は何ですか

「鳥取市全域の市立小・中学校・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について」

- (1) 早急に議論が必要な学校区のあり方について
- (2) 鳥取市全域の中長期的な学校区のあり方について

諮問
教育委員会

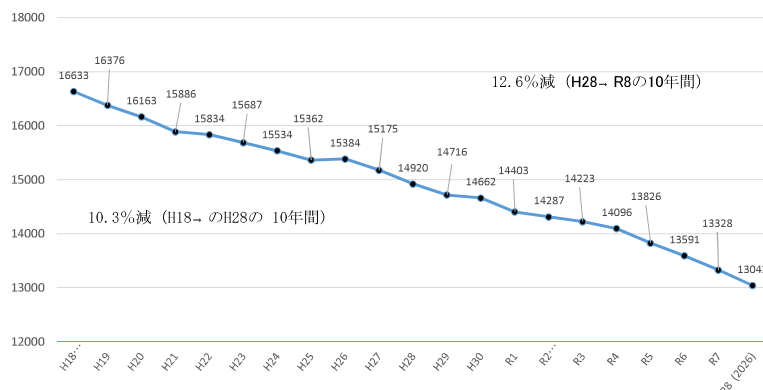
答申
校区審議会

鳥取市立学校の配置及び校区の設定について(答申)

2年間、14回の審議 (会長 鳥取大学 本名俊正名誉教授)

2、一番の課題は何ですか

鳥取市の児童生徒数の現状



令和7年までは実数が分かっています

2

3、どうして20年後なのですか

学校の問題は地域で時間をかけて話し合うべきです。



そのために、今から、20年後を見据えた学校のあり方を審議いただきたいです。

2040年頃

- ・鳥取市の都市計画マスタープランの目標年次
- ・高齢人口のピーク
- ・労働人口の大幅な減少期
→子どもがいないだけでなく、先生もいない
- ・学校の老朽化による更新時期
- ・地方公務員数減少のピーク
→今から少しずつ議論を始めることが必要

3

4、今のままではダメですか

児童生徒数の減少による学校の小規模化



- ・きめ細やかな指導
- ・運動場、プール等施設の空間的ゆとり
- ・発表の機会、リーダーになる機会



- ・複式学級の増加
- ・集団での学びや経験の不足
- ・人間関係の固定化



しかし、それぞれの学校が、地域づくりの核であり、文化の拠点であり、防災拠点である。



地域で存続を検討する場合は、児童の教育環境に配慮した魅力ある学校づくりに努める必要がある（教育の機会均等）

4

5、基準はどうやって決めますか

鳥取市校区審議会では、法令や国の基準等を参考にして、公立学校の適正規模について以下のような議論を進めました。

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	9～18学級	9～27学級

ただし、1学年の人数が極端に減少する場合は、学校統合の適否について検討する。

20年後には何校必要？

5

6、なぜ、5つのブロックに分けたのですか

令和22年度学校数の目安



7、学校数の目安に幅があるのはどうしてですか

概ね20年後を想定したブロックごとの学校数の目安

ブロック名 (現在の中学校区)	令和2 (2020) 年			令和22 (2040) 年	
	小学校	中学校	義務教育学校	小学校 (含義務教育学校)	中学校 (含義務教育学校)
北 (西中・北中(川原)・中ノ郷中・福部未来学園)	8	3	1	5～7	4
東 (東中・南中・緑ヶ丘中・国府中)	13	4	0	9～10	4
南 (河原中・千代南中)	5	2	0	1～2	1～2
西1 (北中(川西)・高草中・湖東中・湖南学園・江山学園)	8	2	2	5～6	4
西2 (気高中・青谷中・鹿野学園)	5	2	1	1～3	1～3
合計	39	13	4	21～28	14～17

児童数の将来推計に幅がある。

地域生活拠点に配慮

地域での協議で義務教育学校を選択するかしないかで幅が出る。

8、早急に解決しないといけない課題は何ですか

諮問事項

「鳥取市全域の市立小・中学校・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について」

- (1) 早急に議論が必要な学校区のあり方について
- (2) 鳥取市全域の中長期的な学校区のあり方について

- ① 千代川以西で城北小学校・北中学校に通学している児童生徒について
- ② 小規模小学校について
- ③ 中心市街地の小学校について

9、検討組織では何を話し合いますか

- ・現在の教育環境について
- ・まちづくりと学校のかかわりについて
- ・統合検討の可否について など

- ・切磋琢磨できる教育環境
- ・多様な人とのかかわり
- ・多様な学習形態の実現
- ・必要に応じたクラス替え
- ・部活動、クラブ活動の充実
- ・バランスの取れた教員配置
- ・施設老朽化への対応
- ・地域拠点の減少(文化・運動・災害時)
- ・にぎわい、活気喪失への不安
- ・通学の遠距離化
- ・校区変更の可能性
- ・児童生徒の環境変化
- ・学校と地域の関係の希薄化



気高エリアについては各校区で検討を終えて、新設統合の要望書を提出

10、今後の動きは決まっていますか

- 今回は審議会の答申であり、**教育委員会の方針決定**は、答申の意見募集や素案のパブリックコメントを募集したのち、**3月頃**となる予定。
- 教育委員会の**素案**については**11月以降**に各地区で順次説明会を行う予定。
- 希望があればP T A対象や校区ごとに説明会を行っていく。
- 長期の見通しによると少子化は避けられない状況であり、全体として学校数が減少するのはやむを得ない。ただし、個々の学校については**検討組織をつくって協議**をすることになる。
- 検討組織をどのように立ち上げるかについては、今後、教育委員会で協議して決定する。